

(新)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(令和元年7月30日設定)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に係る以下の処分については、別紙「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)のとおりとする。

- 1 公益認定(第4条)
※標準処理期間 180日
- 2 公益目的事業等の変更の認定(第11条第1項)
※標準処理期間 120日
- 3 合併による地位の承継の認可(第25条第2項)
※標準処理期間 60日

(旧)

公益認定等に関する審査基準について

平成25年 3 月
福 岡 県

- 1 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(認定法)第4条及び第11条の認定、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)第44条の認定並びに、同法第45条及び第125条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月11日(平成25年1月23日最終改定)内閣公益認定等委員会)を行政手続法第2条第8号口の審査基準とする。
- 2 整備法第44条の認定及び同法第45条の認可に当たっては、公益認定等ガイドラインのほか、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」(平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会決定)を審査基準とする。

(新)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく処分に係る処分基準

(令和元年7月30日設定)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づく以下の処分については、別紙「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)のとおりとする。

- 1 公益法人に対する措置命令(第28条第3項(第29条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る))
- 2 措置命令に従わない場合の公益認定の取消し(第29条第1項第3号(第29条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る))
- 3 認定基準不適合等に伴う公益認定の取消し(第29条第2項第1号及び第2号)

(新)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(令和元年7月30日設定)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)に係る以下の処分については、別紙「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)のとおりとする。

- 1 変更認可(第125条第1項)
※標準処理期間120日

(旧)

公益認定等に関する審査基準について

平成25年 3 月
福 岡 県

- 1 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(認定法)第4条及び第11条の認定、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)第44条の認定並びに、同法第45条及び第125条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月11日(平成25年1月23日最終改定)内閣公益認定等委員会)を行政手続法第2条第8号口の審査基準とする。
- 2 整備法第44条の認定及び同法第45条の認可に当たっては、公益認定等ガイドラインのほか、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」(平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会決定)を審査基準とする。